

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
利用者負担額以外の費用について

平成29年11月

こども育成部 保育幼稚園事業課

茨木市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担額以外の費用について

延長保育料

延長保育とは、保育所等からの保育の提供の時間は、保育標準時間認定の児童は11時間、保育短時間認定の児童は8時間が最大となり、やむを得ない理由により利用時間帯以外の時間において受けた保育のこと

公立保育所の場合



○延長保育の延長保育時間及び利用料については、各施設において設定

○公立保育所等は、条例に規定（茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例第5条）

○私立保育所等については、各施設において設定

（茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条）

○公・私立共、保育所等の利用開始までに利用者に説明及び同意が必要

茨木市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担額以外の費用について

延長保育料

公立施設の状況

延長保育時間

7:00から7:30、18:30から19:00（保育標準時間の利用可能時間 7:30から18:30まで）

延長保育料

	茨木市	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
日額(30分)	300	100	200	200	230	400	100
月額料金(30分)	2,500	設定なし	2,000	2,600	3,910	3,000	1,600

私立施設の状況

延長保育時間

7:00から7:30、18:30から19:00（保育標準時間の利用可能時間 7:30から18:30まで）

18:00から19:00（保育標準時間の利用可能時間 7:00から18:00まで）

18:00から20:00（保育標準時間の利用可能時間 7:00から18:00まで）

18:00から21:00（保育標準時間の利用可能時間 7:00から18:00まで）

延長保育料

各施設の延長保育料の設定基準が異なるため、18時30分から19時の延長保育料において比較

日額

	保育所	認定こども園	小規模保育事業所等
無料	1施設	0施設	0施設
150円	0施設	1施設	0施設
250円	1施設	0施設	0施設
300円	7施設	12施設	13施設
350円	1施設	0施設	1施設
500円	0施設	2施設	3施設
600円	3施設	4施設	0施設
675円	0施設	2施設	0施設
1,000円	2施設	5施設	2施設

月額

	保育所	認定こども園	小規模保育事業所等
設定なし	4施設	8施設	9施設
無料	1施設	0施設	0施設
2,000円	1施設	3施設	1施設
2,500円	6施設	6施設	9施設
3,500円	0施設	1施設	0施設
3,800円	0施設	3施設	0施設
4,000円	0施設	1施設	0施設
4,500円	1施設	0施設	0施設
5,000円	2施設	4施設	0施設

茨木市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担額以外の費用について

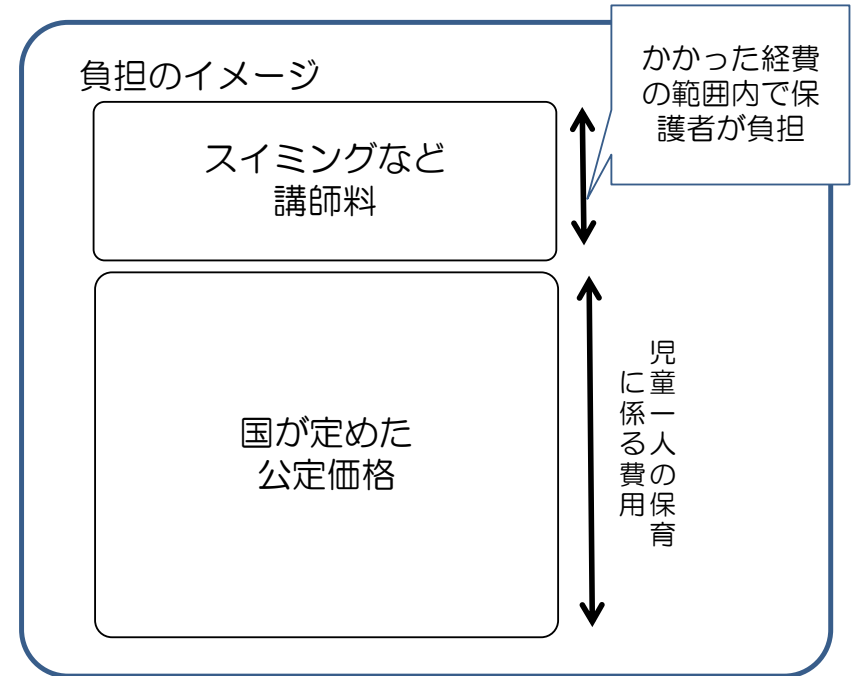
上乗せ徴収金

- 英語や水泳など特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる費用
- 特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を保護者から受けることができる
- 金額並びに支払いを求める理由について書面によって説明し、文書による同意が必要。

(茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項及び第5項)

私立保育所等の実例

5歳児	スイミング	2,000円/月
4歳児～5歳児	スイミング	1,500円/月
3歳児～5歳児	スイミング	2,100円/月
4歳児～5歳児	スイミング	900円/回
3歳児～5歳児	体育指導料	500円/月
0歳児～5歳児	英語教室	6,480円/月
0歳児～5歳児	英語指導料	1,750円/月
4歳児～5歳児	鼓笛隊活動隊	1,500円/月
4歳児～5歳児	剣道部活動費	800円/月
3歳児～5歳児	英語、リトミック、水泳	4,000円/月
0歳児～5歳児	お絵かき教室	4,000円/月
0歳児～5歳児	ピアノ個人レッスン	5,000円/月



茨木市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担額以外の費用について

実費徴収金

○日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用など、次にあげる費用

(茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項)

- (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用（遠足のバス代等）
- (3) 食事の提供に要する費用（主食費用）
- (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用（通園バス代）
- (5) 前4号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

○金額並びに支払いを求める理由について書面によって説明する必要があるが、文書による同意は必要なし。

○公立保育所、公立認定こども園の徴収している実費徴収金

主食費用、制服（認定こども園）、日用品、文房具、保険、遠足バス代等

○私立保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所の徴収している実費徴収金

主食費用、制服、日用品、文房具、教材費、布団リース等費用、通園バス代、保険、遠足バス代等

茨木市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担額以外の費用について

実費徴収金

主食費用

公立

主食費用	茨木市	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
費用(月額)	1,000円	1,000円	1,300円	800円	1,000円	1,000円	900円

私立

	保育所	認定こども園
なし	1施設	0施設
1,000円	6施設	4施設
1,200円	0施設	1施設
1,400円	0施設	2施設
1,500円	2施設	9施設
1,600円	0施設	1施設
2,000円	3施設	7施設
2,060円	0施設	2施設

※5歳児の主食費用で比較

茨木市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の利用者負担額以外の費用について

実費徴収金

制服等

公立

公立保育所

カラー帽子 570円（垂なし） 890円（垂つき）

公立認定こども園

制服 13,320円

カラー帽子 450円（垂なし） 800円（垂つき）

私立

		保育所	認定こども園	小規模保育事業所等
カラー帽子	あり	10施設	18施設	10施設
	なし	5施設	8施設	9施設
制服	あり	2施設	15施設	0施設
	なし	13施設	11施設	19施設
体操服	あり	5施設	21施設	4施設
	なし	10施設	5施設	15施設

金額

	保育所	認定こども園	小規模保育事業所等
カラー帽子	500円から1,000円	500円から1,080円	500円から1,030円
制服（夏）	4,700円	2,600円から7,750円	なし
制服（冬）	11,750円から25,450円	8,130円から27,990円	なし
体操服	800円から4,150円	2,300円から27,930円	3,000円から5,500円